

道路整備の財源確保に関する意見書

本市の道路は、363万市民の日々の生活を支えるとともに、本市経済活動の源である横浜港を世界有数の国際港へと導いてきた最も根幹となる社会基盤である。横浜港の経済効果は本市全体の3割に相当する所得創出効果があると言われており、本市のみならず首都圏の経済発展のために、圏央道の一部である横浜環状南線などの高速道路ネットワーク形成を初めとした道路整備は必須である。

本市ではこれまでも、道路整備を営々と築き上げてきており、近年では整備効果の目ぼしい事例として環状2号線などが挙げられる。市民のだれもがその利便性を実感しており、その便益は建設費を大きく上回る絶大な効果を発揮しているところである。

しかしながら、本市の道路整備はいまだ十分とはいいがたく、都市計画道路の整備率は63%と政令指定都市中最低水準であり、1日17万台の交通量の保土ヶ谷バイパスを初めとした幹線道路の渋滞解消や交通死傷事故件数も政令指定都市で最も多いなど、市民生活の安全確保の面からも道路整備は喫緊の課題となっている。

さらに地球規模での環境対策、特に温暖化対策として、渋滞を解消しスムーズな自動車交通を実現させ、大量に排出される二酸化炭素を減少させることや多くの市民から要望の高いバリアフリー化、そして交通安全対策など、だれもが安心して快適に利用できる道路環境が強く望まれている。

よって、国におかれては、道路整備の財源を充実させ今後とも計画的・体系的な道路整備の推進が強力に図られるよう、次の事項について要望する。

- 1 道路特定財源は、受益者負担という趣旨とともに地方の意見を適切に反映し、必要な道路整備を強力に推進するために充てること。

また、道路整備計画を緊急に確実に達成するため、道路特定財源諸税の暫定税率を維持すること。

- 2 大都市では道路整備による渋滞緩和や環境改善が図られることによる社会経済効果が大きいいため、大都市への道路整備予算を優先的に確保すること。
- 3 平成20年度予算においては、年度当初から確実かつ計画的な道路整備を推進するため、所要の予算を確保すること。

ここに横浜市議会は、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年2月21日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
国土交通大臣

）
あて

横浜市議会議長

藤代耕一